

平成 30 年 6 月 21 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25380212

研究課題名(和文) EUの対外政策における政治的コンディショナリティ

研究課題名(英文) political conditionality in the EU foreign policy

研究代表者

安江 則子 (YASUE, NORIKO)

立命館大学・政策科学部・教授

研究者番号：20268147

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：EUの対外政策においては、理念的・規範的側面が強調されてきたが、難民・移民問題、テロの多発、英国のEU離脱(Brexit)などの多様な危機によって、EUが優先されるべき政策のジレンマが生じている。

EUが重視してきた規範的な価値や協調的な方法よりも、国家や国民の利益を重視することを求める反EUの動きが台頭しているが、EUの政治指導者は、規範的な原理に基づく行動原理を継続させようとしている。本研究は、欧州の専門家へのインタビューや公式資料などの文献兼研究を通して、EU対外政策の政策過程の特徴を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：EU foreign policy has emphasized on ideal and normative way of conduct. However, multiple crisis, such as Brexit, refugee recognition and terrorism, is revealing the dilemma of the EU policy priority. EU political leaders still try to keep the EU's normative attitude, while anti-EU movements call for higher priority to national interest.

This research analyzes the conflict of normative aspects and political realism by considering public documents and interviewing experts concernd, and points out that we must focus on the strength of normative aspects in order to understand the negotiation and coordination process on the cotroversial issues in the EU.

研究分野：EU研究

キーワード：EU 対外政策 Brexit 難民問題

1. 研究開始当初の背景

本研究は、グローバルなパワーシフトなど欧州をとりまく国際環境の変化を受けて、EU による対外政策を包括的に検証しようとするものである。EU はリスボン条約によって「対外行動庁」を設置し、対外政策の分野においても共同で行動する制度的な枠組みを設けた。EU においては、米国と比較して、対外政策においても規範的側面が強調されることが多い。こうした EU の対外政策の特徴的な側面に焦点を当てて、その独自性と課題を考察する必要がある。

2. 研究の目的

「対外行動庁」を設置した EU は、独自の対外政策を以前より一貫した形で実施し、国際社会において EU 外交の影響力をより強く発揮していこうとする様子がうかがえる。ただし、EU による対外政策は、米国のような軍事力を背景にしたものではなく、規範的パワーを前面に出した独自の性質が示されている。本研究では、EU が、「近隣諸国政策」をはじめとして安全保障、通商政策、開発支援などの分野で、どのような政治的影響力を示していこうとしたのか、またそれはどのような場面や行動に現れているのかを考察しようとするものである。

特に、EU の東方拡大以降、加盟予定国、近隣諸国（東欧諸国および地中海諸国）に対する政策は、地域の安定にとって重要な意味をもっている。本研究では、こうした EU の政策に注目し、EU の EU 対外政策の特徴を、その課題や矛盾点なども含めて明らかにしようとするものである。

3. 研究の方法

研究の方法は、文献研究（書籍および公式資料などの第一次資料）と、ヒアリングなどの実地調査とを組み合わせた形で実施した。後者については、欧州の大学、研究機関、シンクタンクなどを訪問して、シンポジウムへの出席やインタビュー調査を行った。特に、平成 25 年度および平成 26 年度には、研究の開始にあたり、精力的に欧州の関連機関を訪問し、情報収集や多くの専門家との研究交流を行うことができた。

平成 25 年度には、まず 4 月に、EIAS(European Institute for Asian Studies)を訪問し、EU の対アジア政策について、専門家と有益な研究交流の機会をもった。

また 8 月末から 9 月にかけて、イギリス、ベルギー、フランス、アイルランドを訪問し、各国の EU 関連機関、大学、シンクタンクにおいてインタビューや研究交流を行った。また 3 月にはベルギーの欧州大学院 (College of Europe) において開催された EU の近隣諸国政策 (EU neighborhood policy) に関するシンポジウムに参加し、旧知の研究者を含め多くの専門家と意見交換を行った。

平成 26 年度は、4 月に、ベルギー、ブリュ

ッセルのシンクタンク CEPS (Center for European Policy Studies) で開催された EU 市民権および移民問題に関するシンポジウムに出席し、EU 機関職員や研究者との研究交流を行った。それに続いて、5 月には研究者の所属する立命館大学において、CEPS に所属する研究者らを招いてワークショップを開催し、有益な意見交換ができた。

平成 27 年度は、インターネットによって、欧州の研究機関やシンクタンク (CEPS やチャタムハウスなど) の論文を収集した。こうした文献調査に加え、研究論文の執筆に努めた。EU の対外政策とも関連する第三国市民と EU 市民の関係について、前年度までの欧州における研究交流を踏まえて、さらに多くの書籍を収集して研究を深めた。

平成 28 年度は、EU の新たな動向に本研究も影響を受けた。Brexit (英国の離脱問題) により混乱する EU と、エネルギー問題を中心とした対外通商政策や、難民の大量流入に関する EU 加盟国や加盟国内の対立軸などについて分析する必要が生じた。EU による対外政策は、他の政策分野も密接に関係して、課題やジレンマを内包している。EU の対外政策は、こうした新たに直面する危機への対応の中で、その特質や矛盾点が示されることにもなった。

平成 29 年度は、研究期間を延長して、総括に努めた。最終年度は、文献研究と、これまでに得た情報の分析と総括に充てた。

4. 研究成果

研究計画時から、EU をとりまく情勢は大きな変化をしている。EU の近隣諸国政策や地中海諸国政策は、「アラブの春」やシリア紛争、またそれに伴って生じた難民流入問題、テロの多発といった危機への対応を余儀なくさせた。また、イギリスの EU 離脱の決定とその後の動向は、研究の方向性にも影響した。

すなわち、EU の対外政策を包括的に俯瞰することに終始するのではなく、新たに生じた危機への対応を通して、EU が形作ってきた対外政策の基本理念や行動原理を検証する必要性が生じた。

そのため、研究成果としては以下のような点を成果としてまとめることとなった。

(1) Brexit (英国の EU 離脱) 後の、EU 対外政策について

特に環境・エネルギー政策の分野において、EU が進めている共通エネルギー構想の対外的側面で新たな動向がみられる。EU は、環境政策とエネルギー政策を合体させたエネルギー連合という政策構想を推進しており、対ロシアをはじめとする対外的なエネルギー安全保障戦略は、新たな局面を迎える。

ウクライナ紛争に端を発する対ロシア経済制裁では、EU と英国は当面、足並みを揃えらる。EU による開発支援政策や近隣諸国や地中海諸国政策については、新たな構図が示されている。

(2) EUによる難民受け入れの割り当て問題と、EU 対外政策の規範的側面の関係性

EU は、第三国からの人の移動について、政策の共通化を進めており、原則として自由移動が認められる域内移民と区別する形で、域外移民に対する政策の調整を行ってきた。「アラブの春」を受けての中東や北アフリカからの難民・移民の増大は、EU にとって共通に取り組むべき課題とされた。

第三国から EU に入る者は、最初に入国した EU 加盟国（シェンゲン協定参加国）において入国審査を受け、難民であれば難民申請を行う。しかし、地中海を密航して最初に到着する南欧諸国（イタリア、ギリシャなど）に、難民審査の負担が集中し、EU 諸国間での連帯の維持が課題となった。一部加盟国はシェンゲン協定による国境検問廃止を一時的に停止するなど、加盟国間に新たな対立軸が生じた。

人権・人道の尊重といった理念を重視する EU 対外政策における規範的なアプローチは、EU 自らにも、人権・人道の見地から難民の迅速な保護と、受け入れを余儀なくさせた。そのため、EU は（一部の国を除き）難民の受け入れ割り当て制を採択するなど、特別の対応がとられることとなった。

この措置を要因の一つとして、加盟国間および加盟国内において反 EU を標榜するグループが台頭し、ポピュリズムの動向が対外政策における加盟国間の連帯や結束影響を及ぼすことが懸念されるようになった。

他面では、対テロ対策について、EU のエージェンシーを媒介とした加盟国間の協力が推進され、また国連や米国といった対外的なアクターとの協力が求められ、EU による個人情報保護とテロ対策との関係が問い直された。

(3) 総括

EU の対外政策の特徴である理念的・規範的側面は、多様な危機に直面する EU において、加盟国の国益および国民の利害の対立軸ともなっている。EU の政治指導者には、これまで築いてきた EU の対外政策の基本原則を継続しながらも、加盟国間での政策調整や国民間の融和への配慮を求められる事態となった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

安江則子 Brexit からみる欧州のエネルギー安全保障、グローバルアジア・レビュー3号、2016年、11 12 頁、査読無

安江則子 試されるヨーロッパの人道主義 - 難民とテロに揺れるヨーロッパ、季刊行政相談 148 号、2016年、46 51 頁、査読無
安江則子 EU 市民権と連帯への課題、日本

EU 学会年報 35 号、2015 年、57 76 頁、査読有

〔学会発表〕(計 5 件)

安江則子 英国離脱と欧州安保: Brexit からみる欧州エネルギー安全保障、東アジア共同体学会 (立命館大学) 2016 年 11 月

安江則子 Brexit の帰結 - EU とグローバル社会へのインパクト、グローバルガバナンス学会 (大阪大学) 2016 年 10 月

安江則子 岐路に立つ EU 対テロ対策、グローバルガバナンス学会 (筑波大学) 2015 年 9 月

安江則子 EU 市民権と連帯への課題、日本 EU 学会 (立正大学) 2014 年 11 月

Noriko YASUE, EU and leadership change in Japan, European Institute for Asian Studies (EIAS), 2013.

〔図書〕(計 2 件)

安江則子 (他) 日本と世界のオンブズマン、行政相談と行政苦情救済 2015 年、第一法規全 354 頁 (担当箇所: EU のオンブズマン制度 126 135 頁)

安江則子 (編著、他) EU とグローバルガバナンス - 国際秩序形成におけるヨーロッパの価値 -、法律文化社、2013 年、全 187 頁

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況 (計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者
安江 則子 (Noriko YASUE)
立命館大学・政策科学部・教授
研究者番号 : 20268147

(2)研究分担者
()

研究者番号 :

(3)連携研究者
()

研究者番号 :

(4)研究協力者
()